

競争入札参加資格者の指名停止を行いました

「玄海町建設工事・委託業務に係る指名停止等に関する規程」により、指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行いました。

1 指名停止対象業者及び指名停止期間

- (1) 対象業者：株式会社 中央技術コンサルティング（佐賀営業所）
期 間：令和7年9月9日 から 令和8年2月8日まで（5か月）

2 指名停止の理由

対象業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、同市職員から事前に設計価格情報を入手した上で落札し入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕されたため。

3 指名停止期間の根拠

【玄海町建設工事請負・委託業務に係る指名停止等に関する規程】

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（競売入札妨害又は談合） 9 第1号のアからオまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4か月以上 12か月以内

※玄海町建設工事請負・委託契約に係る指名停止等の規程に関する措置基準第4条第2項第6号（代表役員等又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき）に該当するため、1か月加算

4 令和6・7年度建設工事等の発注実績

なし